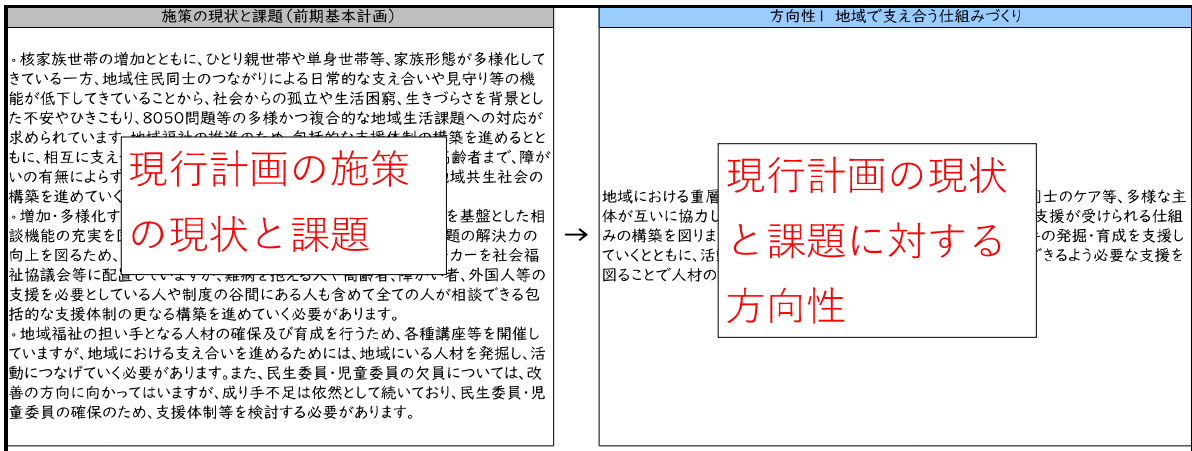


施策5-① 地域共生社会づくりの推進
目指す姿 ソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、多様な団体や関係機関等が地域の中で互いに支え合い、地域とともに創っていく地域共生社会の構築が進んでいます。



現状	課題
<p>全国的な少子化が深刻化する中、柏江市における合計特殊出生率は、近年ほぼ一貫して全国水準、都水準を下回って推移していることから、年少人口・生産年齢人口が減少し続ける一方、令和2年度には高齢化率(65歳以上)が29.6%と、超高齢化社会の到来を予感させる。また、高齢者の増加に伴って、超高齢化や単身世帯の増加による社会的孤立のリスクも懸念される。また、高齢者に対する社会参加の機会が減少していることや、高齢者の生活圏が縮小していること等も課題となっている。</p>	<p>市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、それぞれが生き生きと暮らすことができる地域社会の創出が期待されている。</p>
<p>市で捉えている現状と課題を記載しています。</p> <p>会議では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①次期計画に記載すべきと思われる項目 ②委員の皆様が現状・課題と感じている項目 ③記載はないが、現状・課題として捉えるべき項目についてご発言いただければと思います。 	
<p>参考指標 福祉のまちづくり委員会の設置数(地区) 【目標値(3)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 0 → 0 → 2 → 3</p>	

施策I-①	
平和の希求・人権の尊重	
目指す姿	平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、誰もが地域社会の一員として安心して暮らすことができている。

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性1 平和に対する意識啓発
<p>・平和宣言都市であるとともに、平成21(2009)年度から、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和首長会議」に加盟しています。令和2(2020)年で戦後75年が経過しますが、世界では今もなお、紛争が絶えない地域が存在しています。戦争の悲惨さを風化させることがないよう、日常における平和の大切さを次世代へ継承していく必要があります。</p>	<p>→ 昭和20(1945)年に泊江で空襲があったことを伝える取組等、幅広い年齢層の市民に対し、平和について考える機会を提供していきます。また、その取組が一過性のものとならないよう、継続して取り組んでいくことで、戦争の悲惨さと平和の大切さについての意識を醸成していきます。</p>
<p>↓</p>	<p>↓</p>
現状	課題
<p>・世界では紛争が絶えない地域が存在している中、日本において子どもの頃から平和の尊さについて考える機会を提供するための機会の創出など、平和の大切さを次世代に継承していくよう取り組んでいます。(政策室)</p>	<p>・過去の戦争による悲惨さを伝えるとともに、現在世界で起きている様々な紛争等の状況を伝えることにより、日常生活における平和の大切さについての意識の醸成が必要です。(政策室)</p>

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性2 人権が尊重される環境づくり
<p>・人権週間に併せた人権パネル展を毎年開催するとともに、人権擁護委員による「人権身の上相談」を実施する等、人権が尊重される環境づくりに努めています。また、人権については、その拠り所となる統一された指針がないことから、令和2(2020)年に「人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例」を制定し、市民一人ひとりの人権意識が高まることにより、人権が守られ、より安心して暮らせるまちを目指しています。</p>	<p>→ 「人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例」に基づいた関係機関等との連携、啓発、相談等の実効性のある取組を行っています。市民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを総合的に推進し、人権が尊重される環境づくりに取り組んでいます。</p>
<p>↓</p>	<p>↓</p>
現状	課題
<p>・令和2年度の条例施行に伴い、泊江市人権尊重推進会議を設置しました。人権に関する市民意識調査の実施や、市の人権施策の方向性を示す泊江市人権施策推進指針の策定を行い、人権尊重推進会議において、市の人権施策の取組について評価を行いました。人権啓発誌を市内全戸配布し、人権啓発講演会を行っています。この他、人権擁護委員による「人権身の上相談」や人権週間にあわせて人権パネル展、小学校での人権の花運動、中学生人権作文などを行っています。(政策室)</p>	<p>・人権尊重は各分野に跨るものであり、それぞれの内容に応じて関係機関との連携や相談、支援等を行うなど人権が尊重される環境づくりに努めているところですが、市民一人ひとりの人権意識を高められるよう人権について考える機会を提供するためにも、効果的な啓発等を行っていく必要があります。(政策室)</p>
<p>参考指標</p> <p>・性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、人権が尊重されていると思う市民の割合(%) 【目標値(82.0)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 78.3 → 78.8 → 83.8 → 81.6</p>	


施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性3 男女共同参画社会の推進
<p>・男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラムの開催や、DV等に関する相談窓口として「女性のためのカウンセリング」を実施しています。また、職員向けの研修についても実施する等、誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向けて取り組んでいます。性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を更に推進していく必要があります。</p>	<p>→ ・啓発イベントや情報発信、相談等を通じて、子育てや介護をはじめとするあらゆる分野において、性別にかかわらず参画しやすい環境づくりを推進していきます。また、性別等にとらわれず、多様な個人が尊重される社会の推進に向けて、理解を深める取組等を行います。 ・性別による偏りが生じないよう、市政に女性の視点を反映させ、誰もが幅広くまちづくりに参加できる環境づくりを推進していきます。</p>
<p>↓</p>	<p>↓</p>
現状	課題
<p>・男女共同参画社会の実現に向けて、女性のためのカウンセリングや啓発誌の発行、講演会の開催等を行っています。啓発誌をリニューアルして発行し、フォーラムは会場とオンラインのハイブリット形式で開催し、参加しやすい環境づくりを行いました。性的マイノリティへの対応として、東京都パートナーシップ宣誓制度を市制度にも適用するとともに、市の相談窓口では、性別にかかわらず相談できるよう「こころのカウンセリング」を実施しています。市の審議会等に参加する市民委員の女性の割合は5割を超え、男性よりも若干多いですが、委員全体でみると4割を下回っている状況です。(政策室)</p>	<p>・世界フォーラムが公表している男女の格差を測るジェンダーギャップ指数が世界的に見ても低い状況にあり、依然として性別による固定的役割分担等の偏見は解消されていません。また、男女共同参画だけではなく、多様な性のあり方も含めて、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるようなまちづくりに向けて、一人ひとりが理解を深めていく必要があります。(政策室)</p>

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性4 多文化共生社会の推進
<p>・市内に住民登録のある外国人数は、人口の増加とともに増加傾向にあり、令和2(2020)年1月1日時点で1,408人、市の人口の約1.7%を占めています。泊江市国際交流協会が主体となり、外国人との様々な交流事業を展開していますが、在住外国人が増加している状況を踏まえ、在住外国人が地域で安心して暮らせるように適切な支援を行っていく必要があります。</p>	<p>→ ・市政情報の多言語化や生活・教育に関する支援等を行うことで、在住外国人が日本人と同じように、それぞれのライフステージにおいて安心して地域の一員として暮らすことができる環境づくりを推進していきます。 ・多様な文化への理解を深めるための取組や、在住外国人も参加できるイベントを企画するとともに、適切な支援を行う等、共に暮らしていける地域社会づくりを推進していきます。</p>
<p>↓</p>	<p>↓</p>
現状	課題
<p>・国際交流協会では、日本語教室や外国語通訳ボランティア派遣や小中学校での外国籍児童生徒への日本語支援、多文化の理解を深めるための多様な活動を行っています。海外にルーツを持つ子どもの生活言語支援のため、「はんごしえん」を市民協働事業として行っています。(政策室)</p>	<p>・在住外国人が安心して地域の一員として暮らすことができるよう、どのようなことに不便や悩みを抱えているのかについて現状を把握し、必要な支援を行うことなどにより共に安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。(政策室)</p>

施策1-②	
市民参加・市民協働の推進	
目指す姿	多くの市民が市政に興味を持ち、まちづくりに主体的に参加することで、柏江に愛着を持って暮らしています。また、市民や団体等と行政による適切な役割分担のもと、協働してまちづくりを進めています。

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 行政活動の企画立案から実施・評価に至るまで、市民が様々な形でまちづくりに参加する「市民参加」と、市民公益活動を行う団体と行政が、行政活動に共同して取り組む「市民協働」について、平成15(2003)年に「柏江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、市のまちづくりの基本としています。 今後、ますます多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応するためには、より多くの市民の声をまちづくりに反映させていく必要があります。また、市民や団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりをより一層進めていく必要があります。 市民参加の推進のため、審議会等の市民委員募集における無作為抽出方式の導入や市民モニター制度の運用等を行っています。しかしながら、委員の固定化や高齢化といった課題があることから、市民参加によるまちづくりへの関心を高める必要があります。 	<p>これまでまちづくりに関わることのなかった市民に対して、市政に関心を持ってもらうためのきっかけづくりや、幅広い年齢層が市民参加できる仕組みづくりを推進していきます。特に、これまで参加率の低かった若年世代や、育児等で参加が難しい子育て世代の意見を捉え、まちづくりに反映させていきます。</p>
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出による市民委員の募集により、審議会等で市民委員の充足率が高くなっていますが、委員の年齢層は依然として高い状況にあります。多様な市民層の参加を促す機会創出のため、市民委員候補者登録制度の創設や参加しやすい環境づくりとして多くの審議会等でオンラインでも参加できるようにしています。(政策室) 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民委員の年代は60代以上が60%近くを占めており、市民の年齢構成からみても、働き盛りの世代や若年層の参加が少ない状況にあるため、より幅広い年代が参加しやすいような環境づくりとともに、市政に関心を持ってもらえるような情報発信やきっかけ作りが必要です。(政策室)
<p>参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働事業件数(件) <p>【目標値(330)】</p> <p>(H30) (R2) (R3) (R4)</p> <p>306 → 151 → 173 → 138</p>	

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性2 協働の裾野の拡大
<ul style="list-style-type: none"> 今後、ますます多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応するためには、より多くの市民の声をまちづくりに反映させていく必要があります。また、市民や団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりをより一層進めていく必要があります。 市民参加の推進のため、審議会等の市民委員募集における無作為抽出方式の導入や市民モニター制度の運用等を行っています。しかしながら、委員の固定化や高齢化といった課題があることから、市民参加によるまちづくりへの関心を高める必要があります。 市民協働事業提案制度については、近年、採択件数が伸び悩んでいる状況にあります。市民協働によるまちづくりをより一層進めていくためにも、その意義や効果について、市民や団体等と行政の共通認識のもとで取り組んでいく必要があります。 	<p>より効果的な市民協働の推進を図っていくためには、市民や団体等と行政がそれぞれの強みと弱みを理解し合い、その強みを最大限に活かして協力していくことが重要です。協働の裾野を更に広げていくため、コンパクトである地域特性を活かし、様々な市民や団体等が活動しやすい仕組みづくりを推進していきます。</p> <p>市民協働に対する理解を深め、意識を醸成する取組を行っていくことで、協働の推進の核となるような市民・職員を育成していきます。</p>
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働事業提案制度は、団体からの提案や行政提案が事業に結びつく件数が少ない状況にあります。条例における「市民協働」の定義について、市と団体との関係に限らず、市民や事業者など様々な主体との連携が求められることから、協働主体の範囲を広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むように改めました。(政策室) 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決に向けて、行政だけではなく、市民や団体、事業者等の多様な主体による協働の輪を拡げ、課題をマッチングできる仕組みなどを検討し、持続可能なまちづくりに向けて新たな価値を創出できる共創のまちづくりを進める必要があります。(政策室)

<p>施策の現状と課題(前期基本計画)</p> <p>・平成28(2016)年度に開設した市民活動支援センター(こまえくぼ1234)については、市民活動に関する市民や団体等の相談対応、活動支援、情報収集・発信等を行っています。 センターの認知度や利用者数も一定程度伸びてきていますが、センターの機能を充実させ、市民や団体等の活動をより一層支援していく必要があります。</p>	<p>方向性3 市民活動支援センター(こまえくぼ1234)を中心とした市民活動の活性化</p> <p>・センターのPRを工夫していく等、これまでセンターを利用したことのない市民も含めて、気軽に集うことができるセンターとすることで、市民活動の拠点としての機能を発揮していきます。 ・センターを中心に、様々な手段や機会を通じた新たな担い手の掘り起こしを推進していくことで、地域における多様な分野での市民活動につなげていきます。</p>
	
<p>現状</p> <p>・センターが開設して8年目を迎えています。この間で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、市民活動を抑制せざるを得ない期間があったものの、新たに設立された団体もあり、団体への支援や市民活動の活性化に繋がっています。しかしながら、センターのことを知らない市民も多くいることから、センターの周知及びボランティアや市民活動に関心を持つ人材の掘り起こし等を目的に、LINE等のSNSも活用して情報発信しています。(政策室)</p>	<p>課題</p> <p>・令和7年11月に市民センターへの移転を予定していますが、複合施設としてより人が集まりやすい場所となる利点を活かし、市民活動に関心がある層だけではなく、新たな潜在層も含めた担い手の掘り起こしやマッチング、地域における多様な主体間の連携や多様な分野での活動がさらに活性化するようセンター機能の強化を図っていく必要があります。(政策室)</p>
<p>参考指標</p> <p>・市民活動支援センターの関与により新たに立上った団体数(団体) 【目標値(40)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 12 → 19 → 10 → 6</p> <p>・市民活動支援センターを利用したことがある市民の割合(市民アンケートより) 「利用したことがある」又は「今後利用してみたいと思う」割合 (R3) (R4) (R5) 22.2 → 22.4 → 22.4</p> <p>「市民活動支援センターのことを知らない」割合 (R3) (R4) (R5) 67.1 → 67.1 → 65.8</p>	

施策1-③	
市政情報の共有	
目指す姿	誰もが市政情報を入手しやすい環境が整っていると、行政運営の透明性が確保されていることで、市民と市が市政情報を共有し、市民参加・市民協働によるまちづくりが進んでいます。

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性1 発信力の強化・双方向による共有
<ul style="list-style-type: none"> 市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な市政情報を市民に分かりやすく発信していく必要があります。また、「狛江市情報公開条例」に基づく情報公開・情報提供を推進することで、行政の透明性を確保し、市民と情報を共有していく必要があります。 情報発信の根幹となるツールである広報こまえについて、市民アンケートを踏まえた改善等、より多くの市民に読んでもらえるような工夫を行っています。また、市ホームページについて、スマートフォンからも閲覧できるようになっており、市政情報を入力しやすい環境づくりに取り組んでいます。市政情報を全ての市民に対し、様々な方法で分かりやすく届けていくため、今後も更なる情報発信力の強化に努めていく必要があります。 ICTの進展を踏まえ、ツイッターやフェイスブック、ユーチューブ、インスタグラムといったSNSツールを活用し、リアルタイムを意識した市政情報の発信を行っています。しかしながら、SNSツールによる情報発信については、効果的な発信を行うためのノウハウが行政内部で十分でないという課題があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市政情報の内容について、市民の目線に立った刷新やオープンデータ活用の推進等、より多くの市民に理解や関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。 市政情報の発信方法について、市政情報を伝えたい対象や世代に合わせた様々な方法により、誰にでも分かりやすく、効果的かつ効率的な発信となるよう取り組んでいます。 市民と共有して初めて価値が出るという考えのもと、市政情報を単に発信するだけでなく、SNS等を活用する等、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通じて市政情報を共有していきます。
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報こまえを月2回発行している他、市ホームページや各種SNSを活用しながら市民にとって重要な市政情報等を発信しています。 LINEは、市からの配信だけでなく、問い合わせや市民からの通報等、双方向のコミュニケーションによる情報共有に活用しています。(秘書広報室) <p>参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要とする市政情報をいつでも得ることができていると感じる市民の割合(%) 【目標値(72.0)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 68.5 → 73.4 → 77.5 → 78.1 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手の属性や特徴を踏まえた情報発信等、効果的かつ効率的な運用を検討する必要があります。(秘書広報室)

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性2 情報公開の推進
<ul style="list-style-type: none"> 市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な市政情報を市民に分かりやすく発信していく必要があります。また、「狛江市情報公開条例」に基づく情報公開・情報提供を推進することで、行政の透明性を確保し、市民と情報を共有していく必要があります。 「狛江市情報公開条例」に基づいた情報の公開、提供を推進するため、文書監査の実施や職員向けの研修等を実施することで、文書の適正な管理の徹底を図っています。個人情報の取扱いに十分に配慮しながら、情報公開・情報提供体制の充実に努めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開制度を適切に運用するための体制を整備していきます。なお、情報公開の推進に当たっては、個人情報の取扱いに適切に配慮します。 情報公開に適切に対応するため、文書の管理の徹底を図ります。また、保存期間を満了した文書のうち、歴史的な価値のある文書については、市民と共有できる体制を整備します。
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開制度については情報提供制度と併せて適切な運用を行っており、情報公開制度に適切に対応するための文書管理については、令和5年3月より電子決裁の運用を開始し、電子化による文書の適切な管理を推進することで、より検索性が高まり、情報公開制度へ迅速に対応できる体制づくりを推進しました。(政策室) 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化等の社会情勢の変化に伴い、データでの公開を求める情報公開請求が増加し、現状Webでの公開に対応していますが、ホームページでの容量制限等もあり、課題となっています。また、情報公開の際の個人情報の取扱いについては、令和5年4月1日から国の個人情報の保護に関する法律へ移行したため、法の考え方の周知・啓発をする必要があります。電子決裁については、電子文書と紙文書の混在に留意しつつ文書の適切な管理の推進を図っていく必要があります。(政策室)